

水循環企業登録・認証制度のあり方検討会の開催について

令和 8 年 2 月 9 日
内閣官房水循環政策本部事務局長決定

1. 趣旨

平成 26 年に水循環基本法が制定され、企業においても健全な水循環の取組を行うことが求められている。また、気候変動関連の動向等を踏まえ、水循環への取組に関心を有し、取組を行う企業も増えている。これらを踏まえ、内閣官房水循環政策本部事務局では、水循環に資する取組に関心を有する企業や取組を行う企業の登録及び認証を通じた「見える化」を進め、企業による社会貢献的な水循環に資する取組の更なる促進を図ることを目的に、令和 6 年度に「水循環企業登録・認証制度」を創設した。

本制度のこれまでの実績を踏まえ、今後、更なる制度の充実を図るため、水循環企業登録・認証制度の今後の方向性など制度全般に係る意見を聴取することを目的として、「水循環企業登録・認証制度のあり方検討会（以下「検討会」という。）」を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会の構成は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置くものとし、内閣官房水循環政策本部事務局長が、構成員の意見を聴いて、これを選任する。
- (3) 座長に支障があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房水循環政策本部事務局において処理する。

水循環企業登録・認証制度のあり方検討会

構成員名簿

浅井 重範	特定非営利活動法人日本水フォーラム ディレクター
木場 弘子	フリーキャスター、千葉大学客員教授
瀬田 玄通	サントリーホールディングス株式会社サステナビリティ経営推進 本部部長（ジャパン・ウォーター stewardship）
千葉 知世	大阪公立大学大学院現代システム科学研究科現代システム科学専 攻准教授
辻村 真貴	筑波大学生命環境系教授
中屋 眞司	信州大学工学部特任教授・名誉教授

（敬称略、五十音順）